本号で公布された法令のあらまし

◇河川法施行令の一部を改正する政令（政令第一七号）（国土交通省）

1　小規模な水力発電（出力が最大一、〇〇〇キロワット未満のもの）のためにする水利使用について、特定水利使用から除外することとした。（第二条関係）

2　特定水利使用の対象外とされた小規模な水力発電のためにする水利使用のうち、一定規模（出力が最大二〇〇キロワット以上）のものについて、第二〇条の二の水利使用として位置づけることとした。（第二〇条の二関係）

3　この政令は、平成二五年四月一日から施行することとした。

◇予防接種法施行令の一部を改正する政令（政令第一八号）（厚生労働省）

1　長期にわたり療養を必要とする疾病にかかったこと等により定期の予防接種の機会を逸した者について、当該機会を確保することとした。（第一条の二関係）

2　この政令は、公布の日から施行することとした。

◇薬事法施行令の一部を改正する政令（政令第一九号）（厚生労働省）

1　検定合格証紙で封を施す仕組みを廃止し、検定機関は、医薬品又は医療機器の検定の結果を都道府県知事に通知し、かつ、当該医薬品又は医療機器が検定に合格したときは、出願者の氏名及び住所その他の厚生労働省令で定める事項を記載した検定合格証明書を都道府県知事に送付しなければならないこととした。（第六〇条第一項関係）

2　都道府県知事は、検定の結果の通知を受けたときは、これを出願者に通知し、かつ、検定合格証明書の送付を受けたときは、これを出願者に交付しなければならないこととした。（第六〇条第二項関係）

3　検定の出願者は、検定合格証明書の交付を受けたときは、検定に合格した医薬品又は医療機器を収めた容器又は被包に、厚生労働省令で定めるところにより、検定に合格した旨その他の厚生労働省令で定める事項の表示を原則として付さなければならないこととした。（第六一条第一項関係）

4　都道府県知事は、薬事監視員に当該表示が付されていることを確認させなければならないこととした。（第六一条第二項関係）

5　この政令は、平成二五年七月一日から施行することとした。

◇麻薬、麻薬原料植物、向精神薬及び麻薬向精神薬原料を指定する政令の一部を改正する政令（政令第二〇号）（厚生労働省）

1　二―エチルアミノ―一―フェニルプロパン―一―オン及びその塩類等を麻薬に指定することとした。（第一条関係）

2　この政令は、公布の日から起算して三〇日を経過した日から施行することとした。

◇国民年金法等の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に関する政令等の一部を改正する政令（政令第二一号）（厚生労働省）

一　国民年金法等の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に関する政令（昭和六一年政令第五四号）の一部改正（第一条関係）

老齢厚生年金の障害者特例が適用される者が、老齢厚生年金を繰り上げて受給した後に障害状態に該当しなくなった場合については、当該者の配偶者の老齢基礎年金に振替加算が加算される場合から除くものとすることとした。

二　国民年金法等の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に関する政令（平成六年政令第三四八号）の一部改正（第二条関係）

支給開始年齢の異なる二以上の被用者年金の受給資格期間を満たす者が老齢基礎年金の一部を繰り上げて受給する場合の老齢基礎年金の額について、各被用者年金の被保険者期間、組合員期間又は加入者期間に基づき按分して計算するものとすることとした。

三　平成十二年度、平成十四年度及び平成十五年度の国民年金制度及び厚生年金保険制度の改正に伴う経過措置に関する政令の一部改正（第三条関係）

1　支給開始年齢の異なる二以上の被用者年金の受給資格期間を満たし、かつ、障害者・長期加入者等の特例が適用される者が、先に一方の被用者年金を受給した後に他方の被用者年金に係る老齢基礎年金の一部を繰り上げて受給する場合については、先に受給している被用者年金の定額部分が支給停止となる場合から除くものとすることとした。

2　障害状態に該当し、かつ、老齢厚生年金の受給権を有しない者が、老齢基礎年金を繰り上げて受給した後に、老齢厚生年金の受給権を取得して当該老齢厚生年金を繰り上げて受給した場合、当該老齢厚生年金に加算される繰上げ調整額が支給停止となる場合に含めるものとすることとした。

四　厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律の施行に伴う移行農林共済年金等に関する経過措置に関する政令の一部改正（第四条関係）

移行農林共済年金について、三の1の改正に準じた改正を行うこととした。

五　この政令は、平成二五年四月一日から施行することとした。

◇国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律施行令（政令第二二号）（厚生労働省）

1　法第二条第二項第三号の政令で定める事業所

国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律（平成二四年法律第五〇号。以下「法」という。）第二条第二項第三号の政令で定める事業所は、次のとおりとすることとした。（第一条関係）

㈠　障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和三五年法律第一二三号）第四四条第一項の認定に係る同項に規定する子会社の事業所

㈡　次に掲げる要件の全てを満たす事業所

(1)　身体障害者（障害者の雇用の促進等に関する法律第二条第二号に規定する身体障害者をいう。）、知的障害者（同条第四号に規定する知的障害者をいう。⑶において同じ。）又は精神障害者（同法第六九条に規定する精神障害者をいう。⑶において同じ。）である労働者（同法第四三条第一項に規定する労働者をいう。以下同じ。）の数（短時間労働者（同法第四三条第三項に規定する短時間労働者をいう。以下同じ。）にあっては、当該短時間労働者の数に厚生労働省令で定める割合を乗じて得た数。以下同じ。）を合計した数（以下「障害者数」という。）が五人以上であること。

(2)　労働者の数を合計した数のうちに障害者数の占める割合が一〇〇分の二〇以上であること。

(3)　障害者数のうちに重度身体障害者（障害者の雇用の促進等に関する法律第二条第三号に規定する重度身体障害者をいう。）、知的障害者又は精神障害者である労働者の数を合計した数の占める割合が一〇〇分の三〇以上であること。

2　法第二条第五項の政令で定める法人

法第二条第五項の政令で定める法人として、自動車検査独立行政法人等を定めることとした。（第二条関係）

3　この政令は、平成二五年四月一日から施行することとした。